

(設置)

第1条 動物及び植物に対する知識と愛護意識を深めるとともに、市民に憩いの場を提供するため、熊本市動植物園(以下「動植物園」という。)を設置する。

(位置)

第2条 動植物園は、熊本市東区健軍5丁目14番2号に置く。

(平23条例105・一部改正)

(施設)

第3条 動植物園に次の施設を置く。

- (1) 動物園施設
- (2) 植物園施設

(使用料)

第4条 動植物園の施設及び駐車場(以下「施設等」という。)の使用料は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平9条例28・平23条例105・一部改正)

(使用料の減免)

第5条 市長は、特に必要と認めるときは、動植物園の施設等の使用料を減免することができる。

(平17条例22・平23条例105・一部改正)

(入園の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入園を拒み、又は退園させることができる。

- (1) 動植物園内の設備又は展示資料等を毀損すると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品等を携帯する者
- (3) 動物(規則で定めるものを除く。)を連れている者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、動植物園の管理上支障があると認められる者

(平14条例45・平23条例105・一部改正)

(都市公園条例の適用)

第7条 この条例に定めるもののほか、動植物園の管理について必要な事項は、熊本市都市公園条例(昭和52年条例第32号)の定めるところによる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成3年3月31日規則第57号で平成3年4月1日から施行)

2 別表の規定中動植物園入園料の規定は、この条例の施行の日から別に規則で定める日までの間は動物園施設に入園する場合に限り、適用する。

(平成3年9月7日規則第99号で平成3年10月1日から施行)

附 則(平成9年3月28日条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月24日条例第22号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月19日条例第105号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月20日条例第89号)

この条例は、平成29年3月12日から施行する。

附 則(令和元年10月2日条例第16号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

(平23条例105・旧別表・全改、令元条例16・一部改正)

- (1) 入園料

区分	金額
一般 1人1回につき	500円(団体の場合は、400円)
小学生・中学生 1人1回につき	100円(団体の場合は、80円)
幼児 1人1回につき	無料

備考

- 1 「小学生・中学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童並びにこれらに準ずる者をいう。
- 2 「幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 3 「一般」とは、一般人、大学の学生及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。
- 4 本市内の小学生及び中学生については、入園料は、無料とする。
- 5 「団体」とは、一般、小学生・中学生及び幼児の区分にかかわらず、30人以上のものをいう。

(2) 施設使用料

区分	金額
1人1回につき	300円の範囲内で規則で定める額

別表第2(第4条関係)

(平23条例105・追加、平28条例89・一部改正)

駐車場使用料

使用日	車両区分	
	大型自動車(1台1回につき)	中型自動車、準中型自動車及び普通自動車(1台1回につき)
土曜日、日曜日及び休日	1,000円	200円
平日	無料	無料

備考

- 1 「大型自動車」とは道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車を、「中型自動車、準中型自動車及び普通自動車」とは同条に規定する中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。